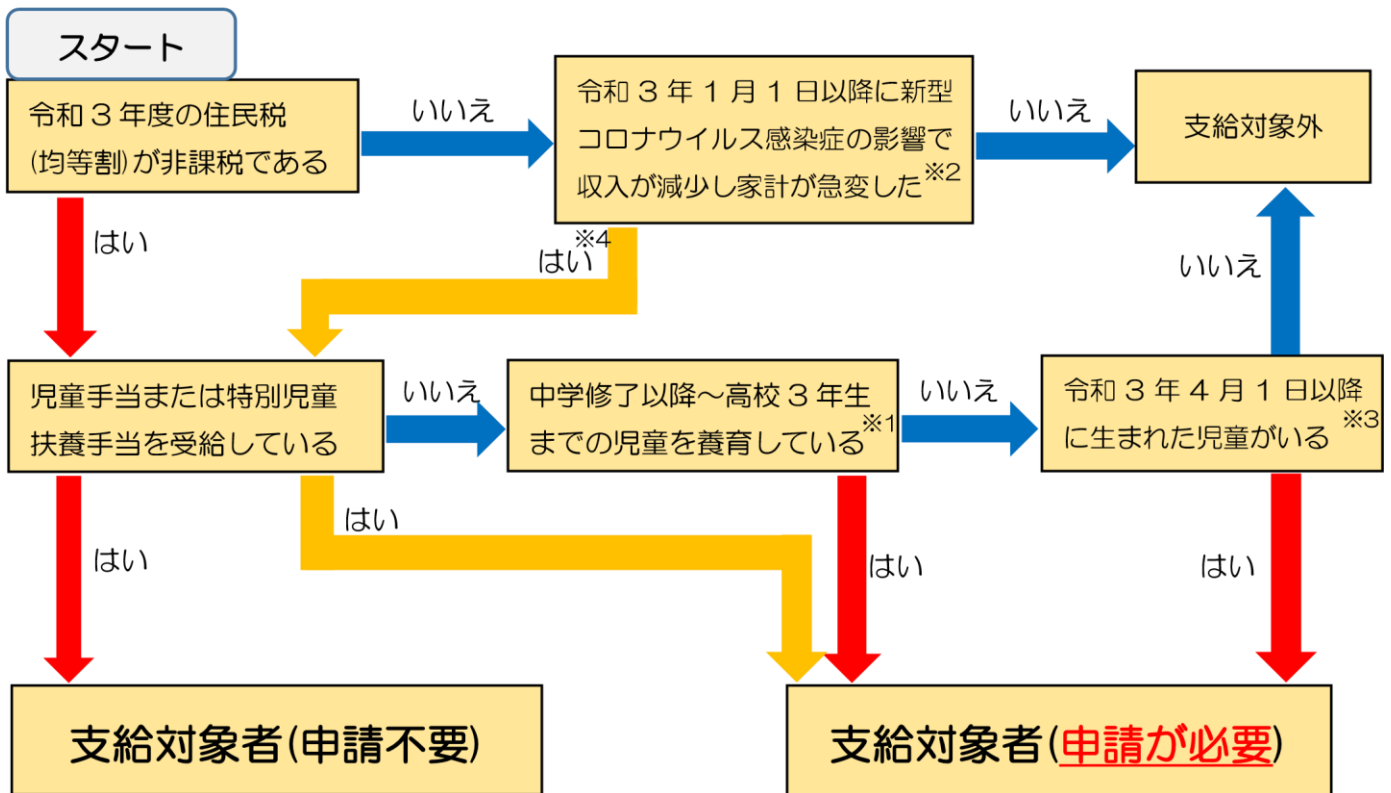


低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親以外の低所得の子育て世帯分) 支給要件確認フローチャート

※あくまで申請のための目安としてご活用ください。



- ※1 中度以上の障がいがある場合は平成13年4月2日以降に生まれた児童も対象になります。
- ※2 令和3年1月1日以降の任意の1か月の収入が非課税世帯と同水準(下表)。
- ※3 令和3年4月1日～令和4年2月28日までに生まれる児童も対象になります
- ※4 黄色やじるしで進み、【児童手当または特別児童扶養手当を受給している】で【はい】と答えの方は申請が必要になります(そのまま同じ黄色やじるしにお進みください)。

※2【非課税世帯水準の目安】

家族構成(例)	収入が高い方の1か月の給与収入基準額	収入が高い方の1か月の事業所得基準額
本人+子1人(計2人)	11万5,000円以内	6万9,166円以内
夫婦+子1人(計3人)	14万0,333円以内	9万2,500円以内
夫婦+子2人(計4人)	17万5,333円以内	11万5,833円以内
夫婦+子3人(計5人)	20万8,666円以内	13万9,166円以内
夫婦+子4人(計6人)	24万1,999円以内	16万2,500円以内
夫婦+子5人(計7人)	27万5,333円以内	18万5,833円以内

給与収入＝控除前の総支給額

事業所得＝必要経費控除後の額

家族構成(例)のうち、配偶者の収入(所得)が年間103万円(48万円)を超える場合は、表内の家族構成に含めることはできません。

このフローチャートは、給付金が受けられる可能性を大まかな流れでまとめたものです。例外もありますので、申請のための目安としてご活用ください。